

別紙1「中野区立総合体育館 団体利用案内」

令和2年7月1日発行

中野区立総合体育館は、中野区立平和の森公園及び総合体育館の指定管理者として「アクティブなかのグループ」が管理運営をいたします。

- ▶ **中野区立総合体育館** 〒165-0026 中野区新井3-37
西武新宿駅「沼袋」駅より徒歩5分、JR中央線「中野」駅より徒歩20分
休館日：年末年始（12月29日～1月3日）、第2月曜日(祝日の場合はその翌日)

総合受付について

令和2年6月1日～8月31日までは、総合窓口が異なりますのでご注意ください。

【総合窓口】9時00分～21時00分
令和2年6月1日～8月31日まで

- ① **中野区立中野体育館**
中野区中野4-11-14 TEL:03-3389-3153

- 令和2年9月1日以降
- ② **中野区立総合体育館**
中野区新井3-37 TEL：施設HP等をご確認ください。



▼団体登録について▼

- 中野区立総合体育館を団体利用されるには団体登録が必要です。登録料は無料です。
- ※ 本施設の団体利用にあたり、代表者及び構成員による同一種目での重複登録はできません。
 - ※ **3年ごとに更新があります。**
(全団体で更新が必要です。期限が切れますと予約システムの利用ができません。)
 - ※ **中野体育館の団体登録では利用できません。新たに団体登録が必要です。**

【登録の種類】

登録区分	抽選	要件
区民の団体	可	<ul style="list-style-type: none"> 代表者が18歳以上(高校生を除く) 構成員(代表者を含む)が5人以上 構成員全員が中野区に在住、在勤、在学していること
区民等の団体	不可	<ul style="list-style-type: none"> 代表者が18歳以上(高校生を除く) 構成員(代表者を含む)が5人以上 構成員の半数以上が中野区に在住・在勤・在学者していること
一般の団体	不可	<ul style="list-style-type: none"> 代表者が18歳以上(高校生を除く) 構成員(代表者を含む)が5人以上 上記にあてはまらない団体

※営利を目的としない団体が対象です。また構成員登録のない方のご利用はできません。
(構成員以外の利用が発覚した場合は、利用の制限等を行う場合があります。)

【登録に必要なもの】

有効期限内の下記書類で現住所、氏名、生年月日記載のもの(構成員全員分、コピー可)

1. 「区民の団体及び区民等の団体」

ア. 区内在住での証明

- 運転免許証・運転経歴証明書 ●健康保険証 ●住民基本台帳カード(顔写真付き)
- パスポート ●マイナンバーカード(通知カード不可) のいずれか

イ. 区内在勤での証明

- 上記証明書のいずれか と、●中野区内に事業所があることの在勤証明書
(勤務先の会社または当施設が発行する様式に対し、会社印が押印されたもの。
ただし、健康保険証で区内に事業所があることが分かる場合は、在勤証明書不要)

ウ. 区内在学での証明

- 中野区外から中野区内にある学校に通う生徒及び学生
上記『ア 在住での証明』のいずれか + ●生徒手帳(学生証) または、在学証明書
(生徒手帳(学生証)に住所・氏名・生年月日の記載があれば、生徒手帳のみで受け付け可)

2. 「一般の団体」

- 運転免許証・運転経歴証明書 ●健康保険証 ●住民基本台帳カード(顔写真付き)
- パスポート ●マイナンバーカード(通知カード不可) のいずれか
(学生証、生徒手帳に住所・氏名・生年月日の記載があれば、受け付け可)

※代表者(申請者)の方は証明書類の原本をお持ちください。その他の方はコピーでも構いません。
(健康保険証、運転免許証で裏面に住所が記載されている場合は、両面のコピーが必要になります。)
※有効期限の切れた証明書類はご利用できません。
※在勤証明書、在学証明書以外の証明書類は、確認後お返しいたします。
※住民票は、本人以外の家族でも取得ができるため、証明書としては認めておりません。
※公共料金領収証など住所が記載されたもの、デジタル機器での写真提示は証明書として認めておりません。

【登録場所】

必要な証明書類をお持ちになって、左記の窓口にお越しください。登録申込書に必要事項を記入していただき、証明書類との確認を行なった後、登録証を発行いたします。

【団体登録にあたっての注意事項】

- ・スクール等による営業行為を目的とした団体は登録できません。
- ・登録手続きの際は、必要な証明書類をお持ちになって、左記の窓口にお越し下さい。登録申込書に必要事項を記入していただき、証明書類との確認を行なった後、登録証を即時発行いたします。ただし、状況によりお待ちいただくこともございますので、あらかじめご了承ください。

▼登録後の利用方法について▼

中野区施設予約システム

検索

「中野区 施設予約システム」より、空き状況の照会や予約、抽選の申し込みなどを行ってください。
上記システムは、パソコン、スマートフォン、携帯電話、利用者端末機からご利用いただけます。

① パソコン	https://yoyaku.nakano-tokyo.jp/stagia/reserve/grb_init	②スマートフォン	③携帯電話
② スマートフォン	https://yoyaku.nakano-tokyo.jp/stagia/reserve/gsm_init		
③ 携帯電話	https://yoyaku.nakano-tokyo.jp/stagia/reserve/gmp_init		
④ 利用者端末機	中野区立総合体育館(令和2年10月より)、哲学堂運動施設、上高田運動施設、なかのZ E R O、野方区民ホール、なかの芸能小劇場、中野体育館(令和2年9月末まで)、鷺宮スポーツ・コミュニティプラザ 設置		
システム稼働時間	9時00分～22時00分(④のみ20時00分まで)		

●メールアドレスの登録

登録完了後「中野区 施設予約システム」の利用者ページからメールアドレスの登録が可能です。
メールアドレスを登録すると、申し込み内容や抽選結果について、システムからお知らせメールを受け取ることが出来ます。
また、施設からの予約システムに関するお知らせがあった際も、メールで受け取ることもできますので登録を推奨いたします。

【利用申込方法（区民の団体）】

1. 抽選申し込み

毎月21日から月末の期間に、7ヶ月先の1ヶ月分の抽選に申し込みできます。

※月21コマ（月5日以内）まで申し込み可能です。

2. 抽選

毎月1日に抽選します。

3. 抽選結果の確認

毎月2日から抽選結果を確認できます。

毎月、抽選日翌日の2日より空いているコマを予約できます。

※1ヶ月に21コマ（5日以内）まで予約可能です。

（ただし、抽選での当選分を含む）

※キャンセルの空きコマは、翌日9時からの予約となります。

【利用申込方法（区民等の団体・一般の団体）】

《区民等の団体》

利用予定日の4か月前の月の初日から空いているコマを予約できます。（先着順）

※1か月に21コマ(月5日以内)まで予約可能です。

※キャンセルの空きコマは、翌日9時からの予約となります。

《一般の団体》

利用予定日の2か月前の月の初日から空いているコマを予約できます。（先着順）

※1か月に21コマ(月5日以内)まで予約可能です。

※キャンセルの空きコマは、翌日9時からの予約となります。

● 令和2年度利用分の申込み受付の開始について

登録区分	受付期間等
区民の団体	<ul style="list-style-type: none"> 令和2年8月21日（金）から令和3年3月分の抽選受付開始 令和2年9月1日から令和2年10月～2月分の空きコマの予約開始（先着順） 令和2年9月2日から令和3年3月分の空きコマの予約開始（先着順）
区民等の団体	<ul style="list-style-type: none"> 令和2年9月1日から令和2年10月～令和3年1月分の空きコマの予約開始（先着順）
一般の団体	<ul style="list-style-type: none"> 令和2年9月1日から令和2年10月～令和2年11月分の空きコマの予約開始（先着順）

※ 上記日時以降は、通常の申込み開始日より、随時受付いたします。

▼団体利用の手続き▼

- 予約確定日から14日以内（抽選の場合は、28日以内、利用日まで14日未満の場合は利用日の前日まで）に受付窓口にて、登録証及び代表者もしくは構成員のうち1名の本人確認証明書原本をご提示の上、利用料金をお支払いください。お支払い完了後、利用承認書兼領収書を発行いたします。
- 施設利用時は、登録証と利用承認書を総合受付にご提出の上、ご利用ください。
- 施設利用終了後は、総合受付に施設利用報告書をご提出ください。その際、領収書をご返却いたします。

▼団体利用できる種目▼

各利用施設により、利用可能種目が異なります。詳しくは、総合受付までお問い合わせください。

▼団体利用にあたっての注意点▼

1. 予約の取り消しについて

- ・ 利用日の1か月前までは、無料で予約の取り消しができます。
- ・ 利用日から1か月前をきっている場合は、利用料金をお支払いいただくこととなりますので、必ず総合受付まで連絡をしてください。
- ・ 利用を取り止める際は、できる限り早く利用取り消しの手続きをお願いします。各施設の利用率、抽選倍率は高い状況にあり、早めの取消により抽選に漏れた方の利用機会も多くなります。施設を効率的に、より多くの方が利用できるよう、ご協力のほどお願い申し上げます。
- ・ 未入金予約取り消しについては、「中野区 施設予約システム」にて24時間行えます。

2. 還付について

- ・ 当日、天災等により、途中で利用を中止し、残り時間が1時間以上あった場合、後半1時間分の利用料金を還付いたします。利用時間が1時間を過ぎる前に、お支払い時にお渡しする利用承認書兼領収書を総合受付までお持ちください

▼団体利用時の料金と利用時間帯▼

- ・ 別添「中野区立総合体育館利用料金表」をご確認ください。

▼中野区立総合体育館団体利用の主なルール▼

- ① 教室・スクールなど営利目的での利用は禁止です。
- ② 登録されているの構成員以外での利用は禁止です。
- ③ 運動のできる服装と室内専用シューズを必ず着用ください。
- ④ 酒気を帯びた方の施設の利用はできません。（泥酔者には、ご退館をお願いする場合があります。）
- ⑤ 駐車場の台数に限りがあります。出来る限り公共の交通機関を使用してご来場ください。
- ⑥ 総合体育館敷地内は、全面禁煙です。また、火災につながる場合がありますので、火の使用は禁止です。
- ⑦ 施設内で出たゴミは、各自お持ち帰りください。
- ⑧ 一部用具の貸し出しがあります。用具を借りる場合は、総合受付に申請してください。
- ⑨ 施設や用具を破損した場合は、速やかに総合受付までご連絡ください。申し出がない、または悪質と認められる場合には、以降の利用を制限する場合があります。（破損の程度によっては費用弁償を求める場合がございます。）
- ⑩ 事故発生時は、至急総合受付までお知らせ下さい。救護室にベッド等を用意しています。症状、病状により救急者の手配、病院の紹介をします。（ただし、事故及びその後の責任は負いかねます。）
- ⑪ 大声や奇声、風紀を乱す行為はお断りいたします。
- ⑫ 利用時間は準備・片付けの時間を含みます。片付けを終えて利用時間内に退場するようにしてください。
- ⑬ エントランス、廊下等でアップ等を行うことは、危険ですので禁止です。
- ⑭ 更衣室以外での着替えは禁止です。
- ⑮ 水、お茶、スポーツドリンクによる水分補給を除き、原則飲食は禁止です。
- ⑯ ペットの入場は禁止です。
- ⑰ スポーツ傷害保険等に加入されている方で、プレー中にケガ等をされた場合には、総合受付に必ず届出をしてください。
- ⑱ 貴重品は各自責任をもって管理してください。貴重品ロッカーをご用意しておりますのでご利用ください。
- ⑲ カメラ、ビデオ、スマートフォン、タブレット等での撮影は特別な許可がある場合を除きできません。
- ⑳ その他、施設管理者の指示に従ってください。

指定管理者：アクティブなかのグループ